

開議 午前 時 分

○議会事務局長（落合和之君） それでは、互礼をもって始めたいと思いますので、ご起立をお願いいたします。相互に礼。

[起立・礼]

○議会事務局長（落合和之君） ご着席ください。

それでは、初めに委員長からご挨拶をお願いします。

○委員長（小林博文君） では、改めまして、おはようございます。全体会、前の補正に続きまして、この予算のところ全体会というのを初めて開催しますが、もう少し皆さんから全体の意見が出るかなと、質問出るかなと思いましたが、比較的少ないんです。

こんな形でやるということが大体分かっていたら、今後の流れとして、また、改革委員会のほうでも協議していきたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

では、始めさせていただきます。

○議会事務局長（落合和之君） ありがとうございます。

ここで、執行部から予算の説明資料についての件のお話がありますのでお願いいたします。佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤雅巳君） 総務部長でございます。おはようございます。

また、本日から全体会と当初予算の審議、よろしくお願いいたします。

冒頭、大変恐縮でございます。私のほうから資料の訂正に関してのご説明がございますので、皆さまのサイドボックス内に歳出予算事業の概要書の修正というデータがあるかと思いますが、そちらをご覧いただきたいと思います。

恐れ入ります。一般会計の当初予算の関係で、その説明資料があります予算概要書の文言の記載に誤りがございましたので、この場でおわびと訂正をさせていただきたいと思います。

今、データをお開きいただいているかと思いますが、修正箇所は職員給与費に関して、大変恐縮ですが、たくさんの費目について同じ誤りがございました。

修正内容につきましては、データの下段のほうにございますとおり、事業の目的というふうに記載があるところに「派遣職員」というような記載がございましたが、これ全て派遣という文言が必要ございませんで「職員」が正しい記載でございます。

したがって、すみません。その職員給与費の費目について、全て「派遣」という言

葉を削除していただいて「職員」と。職員の給与、給料というような記載が正しいものでございますので、大変恐縮ですけど、おわびをして訂正をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○**議会事務局長（落合和之君）** それでは、ここから先の進行につきましては、委員長にお願いいたします。

○**委員長（小林博文君）** ただいまの出席委員数は16人です。菊川市議会委員会条例第16条の規定による定足数に達しておりますので、一般会計予算決算特別委員会を開会いたします。

これより、議事に入ります。

本委員会に付託されました議案第20号 令和6年度菊川市一般会計予算を議題とします。

本定例会より議案一体の原則の観点から、一般会計予算の審査に当たり、分科会審査に入る前に、一般会計予算決算特別委員会全体会として全議員で議案に対する質疑を行います。

全体会においては、質疑のみを行うこととし、議員個人の意見等については発言を控えるようお願いいたします。会議時間短縮のため議事進行にご協力をお願いいたします。

これより質疑を行います。

質疑、答弁に当たっては、必ず事前に挙手をし、指名を受けてから発言してください。発言する際には、必ず冒頭で番号や役職名等を述べるようお願いいたします。

質疑は、再質疑を含めて3回以内とし、関連質疑があれば行います。限られた時間を有効に活用するため、簡潔明瞭な質疑、答弁にご協力をお願いいたします。

それでは質疑を行います。質疑の事前通知順に挙手の上、質疑を行ってください。14番 松本委員。

○**14番（松本正幸君）** 14番 松本です。総体的質疑をさせていただきます。

まず1問目、2款1項3目予算編成執行関連事業費、資料のほうが、説明資料が20ページ、予算書のページが56ページということになりますのでお願いをしたいと思います。

この関係については、財政調整基金でありますけれども、まず1つ目の質疑といたしましては、財政調整基金の規模の考え方、それと目標額、そういったものをお伺いいたします。

2つ目の質疑、大規模災害等、予期せぬ事態が発生した場合、震災時の初期対応としての災害支援費は、本財政調整基金に見込まれているか。

3つ目の質疑になります。基金は、それぞれの目的に応じて条例を定め、運用することになっておりますが、災害等に関するそれぞれの基金の目的と基金額についてお伺いいたします。

以上、3 質疑です。

○委員長（小林博文君） 答弁を求めます。後藤財政課長。

○財政課長（後藤 敦君） 財政課長でございます。松本議員のご質問にお答えいたします。

まず、財政調整基金の規模の考え方と目標額についてお答えいたします。

財政調整基金は、当初予算や補正予算編成で財源不足が生じた場合に、この基金を取り崩すことで財源とするものでございます。

基金は、財政調整基金条例に基づきまして、決算において歳入歳出の余剰金が生じた場合に、その2分の1以上を基金へ積み立てております。

年度内で基金残高が大幅に下がらないよう予算編成の中で一定の規模を保つよう調整しています。

基金の規模としましては、年度間の財源調整や災害に対する応急対策等への対応などを考え、一定の金額を確保する必要があります。

基金残高は、長期財政計画の中では、令和7年度末時点で20億円以上を確保することを目標として設定しております。

次に、災害時の初期対応としての災害支援費は、財政調整基金で見込むのかですが、財政調整基金は財源不足額を調整することや、災害により生じた経費を財源に充てるためとしておりますので、災害に対する応急対策等の費用も財政調整基金で対応が可能となっております。

災害等に関するそれぞれの基金の目的と基金額は、についてですが、本市には、災害等に関する基金として災害対策基金と緊急地震対策基金がございます。

まず、災害対策基金は、地震災害など大規模災害発生時にその応急対策等に要する緊急支出費用の財源確保を目的としている基金で、令和4年度末の基金残高は905円となっております。

緊急地震対策基金については、地震対策事業を実施するための経費の財源とすることを目的としております。この基金は、平成25年度から平成27年度の3か年にかけて静岡県が実施した緊急地震津波対策交付金制度の中で3か年分の交付金を制度実施の初年度に向けまして運用するために県の指示により設置されたものであります。

3か年で約1億1,000万円、備蓄食料購入や防災資機材の整備など、災害発生への備えのために活用しております。

当時の事業は、完了しておりますので、現在の残額はゼロ円となっております。

以上でございます。

○委員長（小林博文君） 答弁が終わりました。松本委員、再質疑ありますか。14番 松本委員。

○14番（松本正幸君） 14番 松本です。再質疑をさせていただきたいと思います。

先ほどの説明の中にありましたけれども、基本的に財政調整基金の積立ての考え方、こういったものについては、恐らく標準財政規模の一定割合というような形になっているかと思うんですけれども、本来10%から20%、こういったものが全国的に多くなっているようでもありますけれども、現在の標準財政規模の割合と決算上の剰余金の基金への編入方法、こういったものがあるかと思えますけれども、先ほど課長のほうから編入方法については答弁がありましたのでよろしいので、いわゆる標準財政規模の割合、この辺を答弁願いたいと、そういうふうに思います。

○委員長（小林博文君） 答弁を求めます。後藤財政課長。

○財政課長（後藤 敦君） 財政課長でございます。

財政調整基金の標準財政規模に対する割合は約21.42%でございます。

以上でございます。

○委員長（小林博文君） 答弁終わりました。再質疑ありますか。14番 松本委員。

○14番（松本正幸君） 14番です。国や県の地震や災害対策に関する支援費等の受入基金的なものと解釈いたしますけれども、本災害対策の基金と緊急地震対策の基金の両基金の活用例と今後の基金の在り方についてお伺いいたします。

○委員長（小林博文君） 答弁を求めます。後藤財政課長。

○財政課長（後藤 敦君） 財政課長でございます。

災害対策基金と緊急地震対策基金でございますが、災害対策基金につきましては、今のところ活用例というのは特にございません。

緊急地震対策基金につきましては、先ほどちょっと答弁の中で触れさせていただいたんですが、備蓄食料の購入であるとか、防災資機材の整備など、こちらのほうに活用のほうもさせていただいております。

今後の基金の在り方についてですが、災害対策基金につきましては、目的のほうに財政調整基金に含まれて、災害が起こった場合に公共的に対応する企業に活用するものでありますので、財政調整基金を中心に考えながら、もし余剰があれば、こちらに積むような形で考えております。

緊急地震対策基金につきましては、県の制度によりまして交付金を積み立てたものなんです。寄附金等が今後発生すれば、こちらのほうに上げておきまして、地震災害等への備えとして使う場合がありますら、こちらから活用をするような形で考えております。

以上です。

○委員長（小林博文君） 答弁が終わりました。3回目ですので、以上となります。

この件で関連で質疑のある方は挙手をお願いいたします。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小林博文君） それでは、2問目、同じく、松本委員から出ております。14番 松本委員。

○14番（松本正幸君） 14番 松本です。2問目に移りたいと思います。

2款1項3目予算編成・執行・管理事業費、資料のほうは同じでございます。今回につきましては、公営企業会計の繰出金について質疑をさせていただきます。

まず1つ目の質疑、公営企業会計の繰出金の現状と課題は何か。

2つ目の質疑、伸び悩む市税収入に対し、一般会計から繰出金が、基本的には令和6年度は下がっておりますけれども、増加傾向にあります。そういった中で、菊川市の繰出金基準のルール化の必要性についてお伺いいたします。

3つ目でありますけれども、長期財政計画で示されている目標に向けての取組の方策として、経営効率の改善、また、自己財源の確保による繰出金の抑制とあるが、具体的な抑制策についてお伺いいたします。

○委員長（小林博文君） 答弁を求めます。後藤財政課長。

○財政課長（後藤 敦君） 財政課長でございます。松本議員のご質問にお答えいたします。

公営企業会計への繰出金の現状と課題についてでございますが、繰出金は、病院、水道、下水道の3つの会計がございます。この3つの会計への繰出金の合計は、令和2年度から令和6年度までの5か年の当初予算額推移では、令和3年度、令和4年度は15億円を超えておりましたが、令和6年度は約13億4,000万円に減額されております。

これは、病院会計への繰出しを基準内繰出し、国のほうで定めております基準内繰出しとしたことによる減額となります。

繰出金は、市の一般会計に占める割合が大きく、今後も各会計の健全な運営が保たれるよう配慮しつつ、大きな増額とならないよう各会計の担当部局と調整していくことが必要と考えております。

次に、繰出し基準のルール化の必要性と繰出金の具体的な抑制策については、併せて回答をさせていただきます。

3つの企業会計のうち、特に金額の大きい病院事業会計におきましては、菊川市立総合病院の第5次中期計画公立病院経営強化プラン、こちらを下水道事業会計においては、菊川市下水道事業経営戦略、こちらの改定を本年度進めております。

これらの計画の中で、それぞれ繰入金を抑制するための財源確保やコスト縮減の具体的な取組が計画されており、繰出金基準については、菊川市立総合病院においては、総務省通知の繰出し基準に基づいた基準内繰入れを原則とするとし、下水道事業会計では、収支計画において、繰入金は総務省通知の繰出し基準に基づいた繰入れと運営補助を目的とした基準外繰入れ合わせて3億円を超えない額に設定されております。

以上でございます。

○委員長（小林博文君） 答弁が終わりました。再質疑ありますか。14番 松本委員。

○14番（松本正幸君） 14番 松本です。2回目の再質疑をさせていただきます。

令和6年度の3つの公営企業、この繰出金は先ほど説明がありましたけれども、13億3,956万円となっております。このうち基準外繰出金は、それぞれの程度であるのかということで、基本的に先ほど言いましたように繰出基準となる病院のほうでありますけれども、これが10億円、それから、下水の関係が3億円というような説明でありましたけれども、その根拠についてお伺いをしたいと思います。

○委員長（小林博文君） 答弁を求めます。後藤財政課長。

○財政課長（後藤 敦君） 財政課長でございます。

まず、各会計への基準外繰出しの状況ですが、病院会計につきましては先ほどご説明しましたが、基準外の繰出しは令和6年度はありません。水道事業会計についても全て基準内なので、こちらもございません。

下水道会計につきましては、基準外の繰出しは約1億4,200万円でございます。

1点目は以上です。

繰出基準に病院会計の10億円と下水道会計への3億円の考え方なんですけど、病院会計につきましては、基準内繰出し、総務省のほうで定めている基準内の繰出しを合算していきますと、例年およそ10億円ほどになるので、一応そのラインを継続しようということで10億円としております。

下水道会計につきましては、基準外も含まれるんですけど、市と会計とのルールの中で減価

償却費につきましては、2分の1と基準を決めておまして、そうしますと、集計しますと、大体、毎年3億円ぐらいになるんで、こちらと同じく3億円を継続したいということで3億円としているものでございます。

以上でございます。

○委員長（小林博文君） 答弁終わりました。再質疑ありますか。14番 松本委員。

○14番（松本正幸君） 14番です。それじゃ、最後の質疑をさせていただきたいと思います。

公営企業会計の繰出金、地方財政計画に計上され、地方交付税の基準財政需要額に算入、また、特別交付税を通じて財源措置がされることになっておりますが、公営企業の繰出金13億3,956万円に対しまして、どの程度の財源措置を見込まれるのかお伺いをいたします。

○委員長（小林博文君） 答弁を求めます。後藤財政課長。

○財政課長（後藤 敦君） 財政課長でございます。

各会計への繰り出しの額について、基準財政需要額、交付税で交付される額ではなくて、算定に用いられる基準財政需要額の額になりますが、病院会計につきましては5億4,500万円ほど、下水道会計につきましては1億3,700万円ほどになります。

以上でございます。

○委員長（小林博文君） 3回の質疑が今終わりました。そのほか皆さんから関連質疑ございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小林博文君） それでは、3問目、同じく、松本委員から出ております。14番 松本委員。

○14番（松本正幸君） 14番です。2款1項1目職員給与費、予算書が51ページ。

まず、1点目の質疑であります。時間外手当が各課ほぼ例年どおりの予算計上がされておりますが、働き方改革による時間外労働の抑制、こういったものが見られておりません。予算編成の原則上の考え方を伺います。

2つ目の質疑でありますけれども、働き方改革を推進する上で、時間外縮減に向けた要因の整理、また分析、検証が必要とされています。そうした中で具体的な対策についてお伺いいたします。

3つ目の質疑といたしまして、時間外職員への健康確保措置としての労務管理についてお伺いいたします。

以上です。

○委員長（小林博文君） 答弁を求めます。相羽総務課長。

○総務課長（相羽康一郎君） 総務課長です。松本委員の質疑にお答えします。

初めに、時間外手当の予算編成の原則上からの考えについてですけれども、予算編成上、歳入歳出は、その全額を予算に計上するという総計予算主義や、予算を単一の見積もり表に計上し、あらゆる歳入歳出を包含し、かつ予算の調整は1会計年度に1回を相当とする単一予算主義の原則により、時間外勤務手当の予算につきましても年間の実施見込みに基づいた金額を当初予算に計上することが原則であると認識をしております。

年間の実施見込みに基づいた計上ということで例を挙げさせていただきますと、年間の時間外勤務手当につきましては、確定申告の受付方法を変更したことに伴い、以前よりも大きく減っているため、執行額が当初予算の計上額を下回る状況が続いたため減額するなど事業量に見合った計上とするよう精査を行っております。

しかし一方で、先般の補正予算の際の全体会でもお答えしたとおり、当初予算の編成の段階では、各部署に配置される職員の人数や年齢構成等は定まっていない状況にあるため、時間外勤務手当の積算に当たって、全ての予算科目において当該年度の事業量に見合った時間外勤務の時間数、金額を正確に見込むということは困難な面もございます。

ゆえに、一部の予算科目につきましては、予算の調整後に生じた事由に基づき、既定の予算に増額または減額の変更を加える補正予算の編成により対応させていただいているところでございます。

次に、時間外勤務手当の縮減に向けた具体的な対策についてですが、1人の職員の時間外勤務が月45時間を超えた場合、当該職員の所属長に対し業務の概要や他の職員への振り分けの有無、上限時間の超過を回避できなかった理由等を記載した調書の提出を求めています。それは、総務課のほうに出してもらうものになります。

提出された調書に基づきまして、要因の整理や分析を行い、必要な対策について検討を行っております。

また、毎月開催されております幹部職員による政策会議の場で、部署ごとの時間外勤務の状況を報告し、各部長に対し職員の健康管理を呼びかけております。今後、他自治体の取組事例等も研究し、さらに取組を進めてまいりたいと考えております。

最後に、時間外職員への健康確保措置としての労務管理についてですけれども、時間外勤務が月100時間を超えた職員や、2か月から6か月平均で月80時間を超えた職員等に対しては、産業医が面談を実施し、必要な措置を講じるようにしております。

また、職員の時間外勤務の状況は、管理職が電算システム上でどのくらいやったかということ把握できる仕組みとなっておりますので、時間外勤務が続いている職員に対しては休暇の取得を促す等の取組を行っております。

以上でございます。

○委員長（小林博文君） 答弁が終わりました。松本委員、再質疑ありますか。14番 松本委員。

○14番（松本正幸君） 14番です。2回目の質疑をさせていただきます。

現在、取り組んでおります時間外勤務縮減対策の課題、また今後必要だと考えています時間外勤務の増加抑制につながる取組についてお伺いをいたします。

○委員長（小林博文君） 答弁を求めます。相羽総務課長。

○総務課長（相羽康一郎君） 総務課長です。時間外勤務の多い職員、時間外勤務が月45時間を超えた場合には、所属長から提出される調書によりまして、その要因を確認、分析しておりますけれども、時間外勤務により配布している業務の内容が、予算要求の取りまとめでありますとか、各種計画の策定見直し、それから、新規事業の立ち上げなどの場合には、作業を他の職員と分け合って実施することが困難と思われる場合が多く、そういったものをどうやって分け合っていくかということが課題であると考えております。

今後、必要だと考えている時間外勤務の抑制につながる取組といたしましては、新たな定員管理計画において掲げた職員の増員による適正な人員配置や組織体制の構築といったもののほか、先ほど述べました税務課での確定申告相談の受付方法の変更や打ち合わせによるリモート会議の活用のように、業務の必要性を整理し、優先度の低い業務の削減や外部委託化を進めたり、デジタル技術の活用により効率の悪い仕事の進め方を改めたりすることで、必要な仕事量を少なくし、労働時間の短縮を進めていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（小林博文君） 答弁終わりました。再質疑ありますか。14番 松本委員。

○14番（松本正幸君） 14番です。3回目の質疑をさせていただきます。

職員の健康管理を第一に考えなければならないと思いますが、経費削減が叫ばれている中、夏場、冬場の時間外、職員の労働環境の現状と課題についてお伺いいたします。

○委員長（小林博文君） 答弁を求めます。相羽総務課長。

○総務課長（相羽康一郎君） 総務課長です。夏場・冬場に職員が時間外勤務をする場合、原則、冷房や暖房は平常時間になると止めておりますので使っていないというような状況でござ

ございます。

夏場につきましては、執務室がかなり暑くなりますので、今、網戸をつけさせていただいたりというところで窓を開けて対応しております。

また、冬場は防寒着を着たり、膝かけを使うなどして暖かくして勤務を行っている状況でございます。

課題といたしましては、夏場・冬場は労働環境としてはちょっと厳しいものがありますので、8月については節電啓発月間として位置づける中で、職員に定時退庁や積極的な休暇の取得を呼びかけているところがございますけれども、予算の編成作業など限られた期間の中で進めていかなければならない業務もありますので、部署によっては定時退庁や休暇取得が難しいという状況が生じていることなどが上げられております。

以上でございます。

○委員長（小林博文君） 3問目となります。よろしいでしょうか。この件に関連質疑ございますか。15番 内田委員。

○15番（内田 隆君） 15番です。当初予算、今の説明の中で、事業量と人事の関係で、どうしてもこういう形になるという言い方をされたと思うんですけど、もしそうであるなら、人事異動があったときも、今、現在だと事業量のはっきりしないということがあって、人員もはっきり、要するに配置もはっきりしない、これは分かりました。

そういうことであれば、本来なら予算編成をするとき、予算の組替えをするときに、人事によって予算の組替えしたときに、9月にこのことが全て分かっているということが原則だと思んですけど、今、実際、これ本来補正が出るかどうか分からないんですけど、補正の時期が12月と、それと3月、そうすると、本来全体の仕事の事業量っていうのは、これでも当初予算を組めば当然決まってくる。4月になれば人事配置で決まってくる。

当然、それに伴って各課の全体の事業量によって総仕事量が決まってくるということになれば、当然9月にあつてしかるべきだと思いますので、ぜひ今のお答えで言うなら、ぜひ予算化をするときに、次の期間は9月でやっていただきたいと思んですけど、それは確認できるということでしょうか。

○委員長（小林博文君） 答弁を求めます。佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤雅巳君） 総務部長でございます。

時間外の原則につきましては、今、総務課長がお答えしたとおり、また、内田委員からもご発言があったとおり、人件費に関しては給料に限らず、それぞれの職員のいろいろな手当

であるとかというのは、9月の議会で補正のほうをお願いしているところでございます。

まず、9月議会で提出する予算につきましては、当然、夏7月であるとか、そのぐらいに編成を固めまして、議会の皆さんにご提案をさせていただいておりますし、12月につきましても、10月ぐらいには固めて、議会の皆さんにご提案をさせていただいているというような状況でございます。

さらに、職員の配置はもちろんでございますけれども、税金については、今、内田委員からもご理解いただいているようなお話でありましたが、やはりなかなか職員数で固められたら、またこれ我々人事を預かっているものとしますと、こちら予期せぬ早期退職が年末であるとか年始であるとか、このタイミングで出てきたりであるとか、あとは採用試験を行って内定を出した新規採用職員に内定自体を、そういう減少を与えてしまったりとか、なかなか職員数が厳しい中でのスタートになる。

これは今年度に限ったことではございませんが、そういう中で、今、時間外のほうお願いして、年度途中で、その事業の進捗によって、どうせ事業が滞ってしまうわけにもまいりませんし、それで、市民サービスの市民の皆さんにご迷惑をかけるわけにもまいらないものですから、当然、必要なマネジメントをする中で、必要な時間外の補正のほうをお願いしているわけですが、当然、今、内田委員さんがおっしゃっているのは、考え方はもちろん私どもも、その必要性を感じておりますけれども、必ず9月に全てということが、この場合、すみません。お約束ができないというのが正直なところでございますので、しっかりその部分は、管理職による業務のマネジメントと、我々人事による時間外の縮減に向けた全庁的な取組を進める中で、必要なものは精査をした中で、また補正の必要があればですけれども、議会の皆さまにご提示をさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（小林博文君） 答弁終わりました。再質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小林博文君） よろしいですか。関連ありますか。11番 横山陽仁委員。

○11番（横山陽仁君） 先ほど、ちょっと職員に対する夏場・冬場の電力調整ということですが、考え方なんですけれども、逆に、残業をしなければならない人がいて、どうしても残業を効率的に進めるためには、やっぱり冷房を切るというよりも、むしろ1時間残業が必要なら1時間エアコンをつけて、そのかわり効率的に終わらせてくれと。

冬も寒いところで暖も取らずにやるよりも、仕事の効率を考えたら、時間を決めて、その

時間はいいよという形で許してあげたほうが仕事の効率が上がると思いますので、その点余りいじめるような政策を打たんようにお願いしたいと思います。

○委員長（小林博文君） 要望ですか。要望は……

○11番（横山陽仁君） 要望というよりも……

○委員長（小林博文君） 確認したほうがいいですか。

○11番（横山陽仁君） 検討しますということで。

○委員長（小林博文君） じゃ答弁を求めますよ。佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤雅巳君） 総務部長です。ありがとうございます。職員に気遣っていただきましてありがとうございます。

今回、一般質問でも職員の時間外はいかん。健康について気遣っていただくご質問いただきました。

今、なかなか難しい横山陽仁委員からのご提言なんですけども、菊川市エコアクション21の宣言事業所でもございますし、今回の議案でも出ましたゼロカーボンシティの宣言もさせていただいております。

そういう中で、菊川市役所という事業所として、当然CO₂の排出削減に向けた取組をしているというのは事実でございますので、これについて、当然職員の健康管理は我々の非常に重要な責務でございますので、その部分を両立させていくというのは、もちろん課題というふうに考えておりますけれども、今、職員の健康管理につきましては、今の冷暖房も含めて、時間外勤務の、まずは時間外勤務の時間をある程度削減するというようなことが前提でございますが、そうしたものの両立について、これはまた進めてまいりたいというふうに、これ考えながら進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（小林博文君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小林博文君） そのほか関連ございますか。13番 倉部委員。

○13番（倉部光世君） 13番 倉部です。先ほど100時間超の職員のお話があったんですが、人数的にはどれくらいいらっしゃるか教えてください。

○委員長（小林博文君） 答弁を求めます。相羽総務課長。

○総務課長（相羽康一郎君） 総務課長でございます。すみません、ちょっと今年度が200時間を超えている職員というのはいませんで、ちょっと今手元にデータがないものですから、ち

よって何人か具体的に申し上げることができないんですけれども、コロナの対策で職員をそのところに集めたときに、そのコロナの関連業務に従事している職員がちょっと100時間を超えるような、そういう例がありまして、そのときには100時間を超えている職員が、すみません、ちょっと人数具体的に何人と申し上げられないんですけれども、複数出たということではございました。すみません。今、お答えできること、すみません、これだけしかないのですけれども。

以上でございます。

○委員長（小林博文君） 再質疑ありますか。13番 倉部委員。

○13番（倉部光世君） 13番 倉部です。今は100超の方、ごめんなさい、5年度はいらっしやらなかったという認識でよろしいですか。

あと80時間超えたのは、数は分かりますか。

○委員長（小林博文君） 答弁を求めます。相羽総務課長。

○総務課長（相羽康一郎君） 総務課長でございます。すみません。80時間を超えている職員も、今年度は産業医の面談を行っていません。そちらに当てはまる職員もおりません。

以上です。

○委員長（小林博文君） 関連でしょうか。佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤雅巳君） 総務部長でございます。

今、時間外の意見に関しましては、ご案内といたしますけど、令和元年の4月に国家公務員の時間外労働時間が、原則月45時間、年間360時間ということで、これが人事院規則で国家公務員については定められました。

我々、地方公務員にも、こうした基準に準じるように総務省から通知を頂いておりますので、今、それに基づいて時間外勤務の管理を行っているわけですが、今、倉部委員から100時間、80時間のお話ございましたが、今申し上げた年間360時間、これを超過している職員の状況を申し上げますと、これ令和5年度、本年度1月末までの実績で恐縮ですが、10か月間につきまして、既に10か月間で360時間を超えた職員が11名おります。

ただ、これ災害対応で、緊急性のある災害対応の時間外を含んでございますので、通常の業務では11名ということはないんですが、それぞれの、やはり危機管理部門であるとか財政部門を中心に、今申し上げた人数の職員が現実に360時間を超過しているということでございます。

当然、時期的なものもございしますが、その部分も十分に毎月毎月45時間を超えた職員に

については、管理職がその状況の分析をしたものを私どものほうに上げてまいりますので、そういうものを我々のほうでも、さらに分析する中で、当然、いわゆる経常的に年間通して時間外があるようなところというのは、職員の配置なんかも考えなきゃなりませんし、先ほどの時間外縮減について、特段に、全庁的にもそうですが、人員配置も含めた対策を考えていかなければいけないというふうに考えております。

以上です。

〔「ありがとうございます」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小林博文君） 再質問ございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小林博文君） そのほか関連ありますか。3番 坪井委員。

○3番（坪井仲治君） 3番 坪井です。1点、お願いします。

時間外を素因としたメンタルになった職員というのはおみえですか。

○委員長（小林博文君） 答弁を求めます。相羽総務課長。

○総務課長（相羽康一郎君） 総務課長でございます。

今年度、休職している職員はおりますけれども、それは時間外勤務が原因ということではなくて、そのほかの要因でございますので、時間外勤務が多くてということでメンタル不調になっている職員は今年度はおりません。

以上です。

○委員長（小林博文君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。よろしいですか。その他、関連ございますか。

一つ質問させていただきます。前もこの残業の件で私言ったんですが、その事業に対して担当の方が1人というイメージが強くなって、例えば、聞きに行ったときに、今日は担当がいないんでという形でお答えがというような話があるんですが、前もちょっと言ったんですが、こういう事業についてチームで行うということってというのは考えられないのか。2つのものを2人でやる。そうすれば2人のうちどっちかがいなければ必ずどちらかが対応できるような形でやっていただくということがあれば、その辺で負担を分け合ったりできる。

もっと言えば、前も言ったんだけど、5人で6つのことをやれば人がその辺で減らせるという可能性もあるんですが、そういうチームで行うというような考え方というのはあるんでしょうか。

またさっき言った新規事業も出てくれば、その部署その方か、この担当だからではなくて、

そういう部署からいろいろ集めてチームで行うというような体制というのは、課内での縦割りみたいなのもあるような気がするんですが、その辺の対応というのは何かされているんでしょうか。

佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤雅巳君） 総務部長でございます。

今、ご提案いただいた部分は、なかなか、当然、仕事が人についてしまう。そのうち、それによって、比較的時間帯が集中する職員がいるという、これは監査委員さんからのご指摘にもいただいているところでございます。

チームで仕事をするということは、これはもちろん必要な考え方だというふうに思いますが、なかなか、当然事業には主担当、副担当というものがおりますが、なかなかやっぱり主担当、副担当で当然いろんな仕事を進めていくわけですけれども、どうしても当然、主担当のほうに仕事が重きが置かれるというような実態でございます。

そういう中、それによって、今、小林委員長がおっしゃったように、市民の方から、忙しいときに担当がいらないものですからということになるべくなくしましょうということは取り組んでいるつもりではおりますが、少し細かな部分になると、主担当でないと責任のあるお答えができなかったりというのも事実でございますので、チームで仕事をするというような考え方は必要だというふうに思っておりますが、現時点で、今ご提案いただいたようなチームでの仕事を進めたというのは、実現をなかなかしていっていないというのも、これもまた事実でございますので、それぞれ主担当、副担当という中で、今仕事をさせていただいておりますが、その部分を係長がおりますので、係の中で仕事を分配する中で、市民の皆さんに移動の負担がなるべくかからないよう、そういう仕事の進め方、進めたいと思っておりますし、時間帯の今回の話もそうですが、なるべく1人の職員に、過度な時間帯が集中しないような配慮は継続的にやってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（小林博文君） すみません、もう一回すみません。

今後、定年退職の延長が出て、職員の方が、いろんな部署に定年延長で配属されると思うんですが、そういう方というのは、割と、そういう周り、部下も見てきた方なんで、その辺のちょっとこの職員大変じゃないかなとかという配慮ができると思うんですが、そういう形で延長されて、再配属される方にそういうところを担っていただくというか、そういうところというのは考えられるんでしょうか。その辺もう一度お伺いいたします。

佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤雅巳君） 今のご質問、多分私以外答えられないと思います。

今おっしゃったとおり、私も4月からそういう立場になるかと思いますが、やはり課長はもちろん、係長、主幹、課長もおるわけですが、その部分、やはり足りていない部分であるのか、定年60歳を超えた職員は人材育成も含めて、そういう業務をやはり効率よく回すというのも一つ役割だというふうに思っておりますので、これからそういう60歳を超えた職員が積み上がってまいりますので、それは、その職員職員のキャリアであるとか経験とかも生かしながら、どこの部署でどういう役割を生み出せるかというのは考えながら進めてまいりますけれども、まずは、すみません、私もそういう立場になりますので、そういう今おっしゃったくれたような人に、すみません、そういった視点を持ちながら、業務の効率化であるとか、人材育成であるとか、職員の軽減であるとか、そういうところに資するような役割ができればというふうには考えております。すみません、お答えになりますか分かりませんが。

○委員長（小林博文君） 質問終わります。

関連ございますか。17番 山下委員。

○17番（山下 修君） 時間外の関係ですけれども、コロナの昨年、非常に規制が緩和された。その後、いろいろなイベントや会合、それから、休日残業、そういった出勤は、職員の方々も非常に増えていると思うんですけれども、そこら辺に対する時間外勤務を減らすとか、何かかわりの勤務、休みのとき、そこら辺の基本的な対応というのはどのようになっているんでしょうかね。

○委員長（小林博文君） 答弁を求めます。相羽総務課長。

○総務課長（相羽康一郎君） 総務課長でございます。

休日に出勤した場合には、半日単位あるいは1日単位で勤務をする場合については、代休を取得するよというこで対応しているところでございますので、基本その休みの日に出た場合については、その後の平日に代休を取るよというこで対応しているところでございます。

以上です。

○委員長（小林博文君） 答弁が終わりました。再質疑よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小林博文君） そのほか関連ございますか。よろしいですか。

では、4番目、私のほうから質問させていただきます。

令和5年11月に、市長宛て提出しました令和6年度当初予算編成に対する提言書についてです。

どのような場、例えば、委員会とか座長会議とかがあると思いますが、その辺でどのような場で、どのような検討がされたのか。

また、市長からこの提言書について、市長、提言書に関する何らかの指示というのは各部署にあったのでしょうか。

答弁を求めます。後藤財政課長。

○財政課長（後藤 敦君） 財政課長でございます。小林委員のご質問にお答えいたします。

当初予算編成に対する提言書の検討方法と、提言に対する市長の指示についてですが、頂きました提言書につきましては、即日各部署に通知しまして、各部署において検討するよう指示が出ております。

市長からも課長級各部連携調整室を対象とした会議において、提言書に目を通し対応するよう指示が出されております。

部長級以上の会議におきましては、提言書の内容を確認し、予算審議においても回答できるようにすることを確認しております。

頂いたご提言につきましては、すぐに反映できるもの、あるいは少し検討を要する内容もございました。各部署において検討し、必要な案件について予算化されたものもございましたので、それぞれの予算審議におきまして、ご確認いただければと思っております。

以上でございます。

○委員長（小林博文君） 2問目の再質問をさせていただきます。

提出時期が11月というタイミングなんですけど、ここがどこまで反映できるかというところは、ちょっと議会としても、もうちょっと早いほうがいいのかなとか思っていますが、はっきり、答えにくいかもしれませんが、提出時期として、この11月というのは執行部側としてはもうちょっと早くほしいなとか、まだ間に合うとかという感覚的なものが、ちょっと分かればお教えいただきたいんですが。

勝浦企画財政部長。

○企画財政部長（勝浦敬豊君） 企画財政部長です。

補正予算につきましては、我々のほうは大体10月中旬から各課が要求作業に入ります。その前には、決算を見まして8月、9月の段階で、次年度どういった新規の事業があるかとい

ような検討もされていますので、決算が終わったときから実質的には各部課予算のことには、次の予算について頭に入って活動がされてまいりますので、（ニュウリョク）11月上旬といいますと、早い部については財政課のほうが査定を始める時期でもありますので、もう少し早いほうがというところもあります。

ただ、今回の提言書を見させていただきましても、即何か予算確認についてというような提言とかではないように思っていますので、それぞれの議会の中でもご指摘を頂くものもたくさんございますし、決算のところでもご指摘いただくことがありますので、この提言の内容が全て新しく聞くというようなものではないというふうに思っておりますので、そういったものが内部で検討しながら検討を、もう少し検討を要するという期間もあると思いますし、ちょうど予算化もできるというのもあれば予算化をしていけばということじゃないかと思っております。

以上です。

○委員長（小林博文君） 3問目ですけれども、すみません、もう一回再質問させていただきます。

もう一点、どうしてもこの会計上の形で、今の4年後の決算で6年に向けて提言を行うという1年のタイムラグが生じていまして、例えば、この4月に、今もう5年度の決算がほぼ固まり始める時期に、その事務事業、ほかの議会でやった所管事務事業調査じゃないですけども、その事業の完結しつつある事業について抜粋して調査したいということがあれば、そこである程度、1年のタイムラグがなしに5年の決算の中で6年の予算状況を見ていけるという形ができると思うんですね。

そういったところで、4月にそういう形で今言ったような事務事業の評価という形を議会がとった場合、その辺の対応というのは4月であれば、ある程度余裕があると思うんですが、可能かどうか、そこだけお伺いいたします。

勝浦企画財政部長。

○企画財政部長（勝浦敬豊君） 決算をしたときには、次年度予算は設けられています、7月にありますので。なので、現在の事務事業評価の中には、もし当年度始まっている予算で変更があれば、そこについて修正を加えるというような欄も、あえて菊川市の場合は設けさせていただきます。

そこに該当するかどうかというのは、事業の運用の中で該当する場合もあるでしょうし、必要なら補正ということも出てくるかと思いますが、あまり事例はないかとは思っております。

すけれども、補正でやるということは出てくると思います。

4月の段階で、次の年度と……

○委員長（小林博文君） 6年4月に5年度の決算がある程度固まりつつあると思います。そこで、5年度の事業について、これについて議会で調べたいということがあったときに、そこを対応していただけるかどうか。

○企画財政部長（勝浦敬豊君） 決算の一般会計からの審査が7月に入ってからだと思います。それを受けて9月決算で、とありますけれども。当該年度のものを前年度の決算の事務事業評価を見てというような……

○委員長（小林博文君） 要は、さっき言った4年のを見て6年ではなくて、5年のものを見て、その6年に向けて補正とかが出せる段階で評価を下せば、その6年度内に5年の決算について対応ができると思うんですが、そういう形で4月から前年度の決算の審査までいかないんですけど、評価という形を議会として始めたときに、そういう例えば、この事業について資料をもうちょっと出してくれとかということが出来るかどうかという。

○企画財政部長（勝浦敬豊君） 先ほど言いましたように、4月になって事業が終わりました。決算の出納閉鎖も含めて5月までにあります。そこから、事務事業評価とか施策とか政策の評価を始めて7月の決算に備えるというところがありますので、その段階の中で当該年度、既に4、5、6、7、その時点で4か月、決算を含めて6か月ですので、そこでもし何かあれば、それは補正で対応するなり、運営の中で変えるということは、現状でも担当部局は意識してやっているというふうに理解しております。

以上です。

○委員長（小林博文君） 分かりました。そのほか、この件、関連ございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小林博文君） それでは、これをもちまして……、12番 織部光男委員。関連ですか。

○12番（織部光男君） 全体的なことやらないの。

○委員長（小林博文君） 質疑はもう提出していただいていないと。

○12番（織部光男君） 提出以外ということはやらないんですか。

○委員長（小林博文君） 一応、この全体会で質問する内容かどうか、一応委員会でも諮っておりますので、ここでやるということは、そこを通さなくてもできるということになってし

まいりますので。

○12番（織部光男君） では、関連として。

○委員長（小林博文君） 関連ですか。12番 織部光男委員。

○12番（織部光男君） 12番 織部です。今の関連で言いますと、やはり1年のブランクというのが、非常に議会としましては、何にしても言いにくいということがあります。ですから、それはできるだけこちらの意向を酌んでいただきたいというふうに思うんですけどね。

私は、今委員長が言ったように、この質問には出していないんですけども、1点だけ気になることをお尋ねしたいと思うんですよ。

〔発言する者あり〕

○12番（織部光男君） プライマリーバランスということ。この赤字額がどのぐらいあるのか。後でもいいですから知らせてください。

以上です。

○委員長（小林博文君） 提出を原則としておりますので、事前質疑は出すようお願いいたします。もし、どうしても聞きたければ、また直接担当課のほうにお願いいたします。

関連で、このほかに質疑ございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小林博文君） それでは、これをもちまして一般会計予算決算特別委員会を閉じたいと思います。

最後に、西下副委員長、閉会の挨拶をお願いします。

○副委員長（西下敦基君） 皆さん、お疲れさまでした。

全体会の事前質疑ということで、今回初めてで4項目で10の質問が出ていて、10時までの予定だったんですけど、30分早くということで迅速な審議ありがとうございました。

また、ちょっとこの後、また分科会に分かれて、また審議が行われますので、またよろしくお願いいたします。

以上です。

○議会事務局長（落合和之君） それでは、これをもって終了いたします。ご起立をお願いいたします。相互に礼。

〔起立・礼〕

閉会 午前 時 分